

第35回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時:平成17年3月30日(水)13:30～15:30
2. 開催場所:日本電気協会 4階 C・D 会議室
3. 出席者:(敬称略)
 - 【委員長】 関根(東京理科大学)
 - 【委員長代理】 正田(東京理科大学)
 - 【委員】 野本(東京大学)
 - 堀川(元大阪大学)
 - 國生(中央大学)
 - 飛田(東京都地域婦人団体連盟)
 - 五明(朝田代理)
 - 高橋(電力中央研究所)
 - 林(東京電力)
 - 渡辺(関西電力 岸田代理)
 - 松山(中部電力 野嶋代理)
 - 今永(原子力発電技術機構)
 - 近藤(日本電機工業会)
 - 小石川(電気事業連合会)
 - 村岡(電気学会)
 - 高山(日本電線工業会)
 - 藤重(電力土木技術協会)
 - 黒田(発電設備技術検査協会)
 - 石丸(電気保安協会全国連絡会議)
 - 武田(水門鉄管協会)
 - 山口(火力原子力発電技術協会)
 - 【委任状提出】 秋山(エネルギー総合工学研究所)
 - 横倉(武蔵大学)
 - 田中(日本鉄鋼連盟)
 - 奥村(日本電気設備学会)
 - 【欠席】 榎本(日本電設工業協会)
 - 【参加】 成瀬, 古川(原子力安全・保安院 電力安全課)
 - 【委員会幹事】 蝦田(日本電気協会)
 - 【事務局】 浅井, 白川, 池田, 古川(日本電気協会)

4. 配布資料:

- 資料 No.1 第34回 日本電気技術規格委員会議事要録(案)
- 資料 No.2 平成17年度事業計画(案)
- 資料 No.3 平成17年度予算/平成16年度決算見込
- 資料 No.4-1 JESC 運営検討会 検討結果(中間報告)
- 資料 No.4-2 JESC 委員会の体制と審議について
- 資料 No.4-3 JESC の現状規約(H16.5.27 版)と改定方針
- 資料 No.4-4 「規格・基準等」の審議手順に係る要領の改訂方針の検討
- 資料 No.4-5 JESC の設立経緯, 現状, 課題等について
- 資料 No.5 JESC の委員名簿
- 資料 No.6 JESC 規約(H16-5-27 版)/参考資料
- 資料 No.7-1 前回の JESC 委員会での審議案件の, 電安課へ要請報告
- 資料 No.7-2 平成16年度における電気事業法の技術基準の改正状況(参考)
- 資料 No.7-3 要請した案件で継続検討になっている案件及び, 最近の技術基準等の改正の報告

5. 議事要旨:

5-1. 委員出席数の確認

委員長の指示により委員会幹事が, 出席者の確認を行い, 定足数を充足している旨, 報告をした。その結果, 委員長により委員会の成立が確認された。

- ①現委員総数 :26名
- ②委員会出席者:23名(委任状4名を含む。定足数の2/3(17名)以上)
(注; 委員会出席数の確認後, 2名の委員が出席され, 25名の出席者となった。)

5-2. オブザーバー参加者の確認

- (1) 電力安全課 成瀬課長, 古川技官の2名の紹介及び提案があり, 承認された。
- (2) 電力安全課 成瀬課長から挨拶があった。
 - ① 美浜発電所の事故に関し, 本日朝田先生を委員長とする事故調査委員会で最終報告のとりまとめが行われ, 審議があった。
 - ② 原因は, 関西電力及び三菱重工業の管理が不十分であったためである。その背景として, そこには安全文化の綻び低下があったものと考えられる。
 - ② 調査の中で, 基準の不適切な解釈・運用が確認された。
 - ③ JESC においては, 不適切な解釈ができないような規格の作成という観点にも留意いただくようお願いしたい。

5-3. 前回第34回本委員会の議事要録(案)の確認 (資料 No.2)

議事録については, 各委員が持ち帰り内容を確認お願いし, コメントがあった場合

は事務局に連絡いただくことになった。また、今後は各委員に議事録案を、事前を送付し委員会ではコメントの有無の確認をする方法とすることになった。

5-4. 平成17年度の事業計画(案)について (審議案件;資料 No.2)

事務局から、平成17年度の事業計画案について説明した。この事業計画(案)は、事務局会議、財務委員会の審議を経ていることを報告した。本案は承認された。

5-5. 平成17年度予算について (報告案件;資料 No.3)

事務局から、平成17年度の予算について報告した。平成17年度は、平成16年度に比べ、分担金の減額があり、予算は減額していることを説明した。

5-6. JESC 運営についてのコメントの検討結果について

(審議案件;資料 No.4-1,2,3,4)

(1) 前回委員会で、JESC 運営に関する基本的コメントがあり、委員長の指示により運営検討会で検討した結果を、中間報告として、運営検討会/藤重主査から概略説明した。主な説明を以下に記す。

- a. 平成16年5月の規約改正時に、作成機関と評価機関の区分については、十分議論し、評価機関としての基本的な規約を改正した。
- b. 5月の規約改正時に残った細部の改正を提案したが、前回委員会で、基本的なコメントがあったため、作成機関と評価機関の区分等について、再確認を行った。
- c. 検討の結果、平成16年5月の規約改正で承認された枠組みは維持することが現実的であるとの結論であった。ただし、規約の中で事務局会議等の役割についてはわかり難い点があるため、規約の記述を修正したほうが良い点もあり、今回は、改定方針を中間報告としてまとめた。今委員会の議論を反映して、次回委員会に規約の修正案を提案する予定である。

(2) JESC 運営検討会での詳細な議論および運営についての改正点を事務局から資料(資料 No. 4-1 の P-2 及び 4-2)を用いて説明した。以下に主なコメント及び議論を示す。(C;意見 A;回答)

C; 資料の中で、「利害関係者による・・・」「関係事務局会議での・・・」との表現が見受けられるが、外からみて関係者による談合と受け取られかねないので、規約修整時には注意すること。

A; 利害関係とは、立場の違う観点からの審議を意味し、関係団体での談合ではないので、規約修整には注意する。

C; 関係事務局会議、事務局会議の言葉は、なくなるのか?

A; 関係事務局会議では、機能がわからず誤解を生む可能性もあるので、技術的議論を技術検討会と事業計画等を議論する事務検討会に分けて考えて

- いる。本日の改定方針では、評価検討会(仮称)としているが、運営検討会で適切な言葉を選ぶ予定である。
- C; 基本的にはこれで良いが、JESC 規格を国でどう使うかが重要であり、審議方法は、国と良く連絡を取って考えてほしい。
- C; 評価会議と、専門部会の委員は重複するのか？
- A; 個人ベースでは異なるが、団体で考えると重複する場合がある。
- C; 「評価会議と、専門部会の委員の重複を避ける」の意味は、委員を別にするということか、または、採決に参加しないということか、確認したい。
- A; 採決に専門部会と同じ方が参加するのは避けるという意味である。
- C; 専門部会で通らなかった特定の意見を評価会議で反映するような動きをされたら困る。
- C; 採決への参加はしないが、審議で意見を述べることは問題ないのではないか？
- A; 人材を排除するものではなく、客観的な条件整備ができれば良いと考える。
- C; 多数決の原理で規格を作るのはどうか？例えばコストダウンのために多数の事業者が賛成し、良識的な考えが少数派になることがあると困る。技術的評価は元来、多数決原理によらないものではないか？
- C; おっしゃるとおりで、採決にはこだわらないほうが良い。本委員会の前の評価検討会は、評価のための準備を行うことが目的で少数意見を排除するものではない。
- A; 規約では採決の規定はあるが、実際は全員一致が原則で、今までの規格で、反対があるのにこれで良しとした例はないと考える。

以上の議論の後、委員長から「今の精神をよく組み込んで規約の改正案を作って行くようお願いする。外部へ誤解を与えることが無いように注意してほしい。規約の改正案は、委員会の前に原案を委員の先生方に送付し、事前に検討していただくように」との指示があった。

5-7 委員の改選について (確認; ;資料 No.5)

委員長から、委員の改正について委員会幹事に確認があり、委員会幹事から以下の提案があり、承認された。

- (1) 委員の任期は、2年間なので3月31日で現在の委員会の任期は終了する。
- (2) 委員会幹事としては、全員の再選をお願いしたい。
- (3) 委員長は、今まで通り 関根委員長をお願いしたい。

5-8 その他の案件 (報告; ;資料 No.7-1,2,3)

その他案件について委員長から確認があり、以下の事項を事務局から報告した。

- (1) 前回12月の委員会で承認された2件の案件は、原子力安全・保安院 電力安全課に要請を行った。

- (2) 平成16年度に国で改正を行った電事法関係の法令をまとめた表を作成したので参考に配付する。
- (3) 国に要請し継続検討になっている案件のフォロー表について、前回委員会以降変更になった部分を説明した。
 - ① 12月の委員会で承認され、要請した2案件を追加した。
 - ② H13 告示改正要望は、電力安全課と調整した。対象機器が小型のコジェネ用のバルク貯槽で、温水・暖房用として他法令(ガス事業法令)の適用を受けるため電事法令で処置する必要がないため、改正不要とし、フォロー表では「終了」とした。
 - ③ H15年度の火技解釈改正要望は、電力安全課から3月24日に課題点を受領し現在検討中である。

6. 次回 JESC の予定について

次回のJESCでは、今年度の事業報告、決算報告、規約改正案の審議及び規格審議であることの確認が委員長からあった。

次回の審議予定日は平成17年6月3日(金) 13:30~とすることになった。

委員長から、議事要録案、規約改正案は1ヶ月前ぐらいには委員に事前配布するように指示があった。

—以上—